

議事要旨(3) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、「退職給付に関する会計基準（案）」の最終基準化に向けて審議を再開する旨、及び「単体財務諸表に関する検討会議」報告書において、未認識項目の負債計上を単体財務諸表へ適用するにあたっては、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要ではないかとの意見が多くみられたことを踏まえ、一定の対応が必要かどうか検討を行っていただきたい旨の説明があり、審議事項(3)-2に基づいて、前田専門研究員より具体的な論点の内容に関する説明が行われた。

その後の主な発言内容は以下のとおりである。

事務局は、以下の事項について意見を求めており、主な発言内容における番号は、以下の各項に関する意見である。

- ① 財務制限条項への抵触、年金法制、分配可能額に与える影響により、連結先行も含め一定の対応が必要とする意見に対し、どのように考えるか。
(一定の対応が必要と判断する場合には、以下の論点についても確認されたい。)
- ② 一定の対応の具体的な方法（A案、B案、C案）について、どのように考えるか。
A案：期限を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を負債に計上しない。
B案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積額）について、原則は一括計上とする。ただし、一定の期間、（新規発生分も含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる。）。
C案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積額）について、原則は一括計上とする。ただし、当該過年度累積分につき、一定期間内の年数の按分額を当該年数にわたって負債計上する処理もできる。
- ③ 一定の対応の期間（3年、5年）について、どのように考えるか。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

①について、連結において合理的であると判断された未認識項目の負債計上について、財務制限条項への抵触、分配可能額に与える影響といった観点から、会計基準でもって単体について何らかの対応を図るということは、本来あるべき財務諸表を歪めることにつながる。一定の対応を検討するにあたって考慮すべき論点は、年金法制のみではないか。現行の年金法制下では、財務諸表利用者にとって必ずしも有用でない、不合理な影響が単体において出るかもしれないという問題意識は理解できる。

②について、年金法制によって不合理な影響を受ける企業は限定的であると考えられる

ため、単体については未認識項目の負債計上を原則として、一定の期間、未認識項目の一括計上を行わないことを認めることとすればよい（実質的にはB案と類似するが、単体においては選択適用とする又は強制適用を先延ばしするという建付けの方が明快である。）。単体検討会議の報告書には、制度所管官庁から、選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であると説明がされているが、適用例が限定的と考えられることなどを踏まえると、必ずしも選択適用すべきでないとはいえないと考える。

ある委員より以下の意見があった。

①について、単体における影響を正確に把握できず、その範囲も不明瞭である。

②について、仮に一定期間の猶予を設けたとしても、3年や5年で必ずしも何らかの対応が図られるわけでもなく、何らかの対応が図られるという見通しもないように思われる。

上記に対して、あるオブザーバーより以下の意見があった。

②について、年金法制の観点については、限定的なケースと考えられ、一定の期間猶予すれば何らかの対応を図ることが予想されるため、単体検討会議において激変緩和措置という意見が出てきたのではないかと推察される。

ある委員より以下の意見があった。

①について、会社法上の分配可能額について、退職給付に係る未認識項目が評価・換算差額等の項目に入るとしても、会社計算規則が変更されない限りは控除項目とならないため、当委員会においてこの点を考慮する必要はない。

上記に対して、事務局から以下の説明が行われた。

①について、示された意見は尤もであるが、一方で財務諸表作成者側は、現行の一部の評価・換算差額等の項目と同様の扱いがなされた場合には分配可能額が少なくなると懸念しており、そういった意見があることも認識いただきたい。

ある委員より以下の意見があった。

①について、財務制限条項の観点について、従業員数300名以下で簡便法を採用している会社においては未認識の数理計算上の差異が発生しないため、非上場会社を含め、実際にはどの程度の会社に影響が及ぶかどうかは明確でないと思う。また、財務制限条項については必ずしも単体だけでなく連結においても同様の論点である。会社法上の分配可能額との関係については、基準設定主体として斟酌することは難しい。したがって、メインの論点は、年金法制に絞って検討すればよいと考える。また、退職給付債務と子会社株式の関係の検討について、関係会社から受け取る配当は関係会社の業績如何によるものであり、受取配当と遅延認識による費用との対応が必ずしも図られるわけではなく、この点は未認識項目の負債計上とは直接関係ないと考えられる。そして、子会社株式の測定方法と今回

議論されている未認識項目の負債計上とは性格が異なるものではないか。

②について、基本的には連単一致が望ましいが、年金法制に対応することを考慮した場合に、B案やC案では過去分のみ対応を図ることとなり、将来分に対する手当がなされていないことを踏まえると、年金法制に係る部分を対象としてA案がよいのではないか。

上記に対して、事務局から以下の説明が行われた。

①について、簡便法を採用している企業においてこの論点の影響はないものの、財務制限条項が付されている上場企業について連結ベースの情報で調査したところ、一定の影響を及ぼす可能性があることと把握している。なお、本件については単体への適用が議論の焦点であり、連結ベースの数値を提示することは議論をミスリーディングするおそれがあるため、詳細な数値の提示は控えている。

②について、B案やC案であれば将来分に対する手当がなされないとのことだが、一定の期間猶予することで何らかの対応が図られることも十分考えられる。

ある委員より以下の意見があった。

①について、財務制限条項への抵触の観点と会社法上の分配可能額との関係については、あくまでも見え方の問題ではないか。財務制限条項への抵触の可能性があれば、何らかの対応を当事者間でとることが考えられ、また、会社法上の分配可能額へ影響を及ぼすのであれば、会社法上で何らかの対応を図ることが考えられ、②で示されている一定期間での対応で事足りる。ただし、年金法制との関係については一種の歪みのようなもので、一定期間での対応が可能なのか疑問が残る。他方、未認識項目が実際に企業負担となるのであれば全てを負債計上するのが正当な会計処理であって、一括負債計上に移行する際に、一定期間を対象とする激変緩和が本当に有効なのかは整理する必要がある。

上記に対して、事務局から以下の説明が行われた。

①について、単体における未認識項目の負債計上が企業にとってどの程度の激変となるのか、詳細な実態を把握することは困難である。ただし、会計基準変更時差異（15年以内に費用処理）が導入されたときのように、全ての企業において激変が起こる話ではないと考えられるため、慎重に議論すべきである。

以 上